

外国人材の受入れ・共生に係る連携会議設置要綱

（目的）

第1条 外国人材の適正な受入れや、共生社会の実現を図るため、関係機関が情報や意見交換を行い、連携を図りながら総合的な支援体制を構築することを目的として、外国人材の受入れ・共生に係る連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連携会議は、前条の目的を推進するために、次に掲げる事項について協議する。

- （1）外国人労働者の受入れに関すること。
- （2）生活者としての外国人に対する支援に関すること。
- （3）外国人との共生社会の実現に向けた取組みに関すること。
- （4）その他外国人の受入れ・共生のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 連携会議の構成員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

- 2 会長は香川県商工労働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。

（会議）

第4条 連携会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した職にある者がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じて、関係者及び学識経験者に出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 連携会議の庶務は、香川県商工労働部労働政策課において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

(別表)

第3条第1項関係

	機関	職名
国	高松出入国在留管理局	監理官
	香川労働局	職業安定部長
団体等	日本貿易振興機構香川貿易情報センター	センター長
	国際人材協力機構高松駐在事務所	事務所長
	外国人技能実習機構高松事務所	事務所長
	香川県商工会議所連合会	事務局長
	香川県経営者協会	事務局長
	香川県商工会連合会	事務局長
	香川県中小企業団体中央会	事務局長
学校	国立大学法人 香川大学	留学生センター長
	高松大学・高松短期大学	学生支援部学生課長
	四国学院大学	学生支援センター事務課長
	徳島文理大学	香川キャンパス学生支援課長
	香川短期大学	学生支援部長
	香川県専修学校各種学校連合会	事務局長
市町	香川県市長会	事務局長
	香川県町村会	事務局長
県	香川県商工労働部	部長
	香川県政策部	次長
	香川県総務部知事公室国際課	課長